

介護予防・日常生活支援総合事業

第一号訪問事業契約書別紙（兼重要事項説明書）

1. 事業者（法人）の概要

事業者の名称	農協共済中伊豆リハビリテーションセンター
主たる事務所の所在地	静岡県伊豆市冷川1523-108
代表者(職名・氏名)	理事長 野中 康
電話番号	0558-83-2111

2. ご利用事業所の概要

事業所の名称	農協共済中伊豆リハビリテーションセンター 伊東の丘ヘルパーステーション	
サービスの種類	介護予防訪問介護相当サービス	
事業所の所在地	静岡県伊東市岡1349-3	
電話番号	0557-36-1546	
指定年月日・事業所番号	平成18年7月1日	2270400498
管理者の氏名	和田 礼子	
通常の事業の実施地域	伊東市、熱海市、東伊豆町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第一号訪問事業は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例)起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例)調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	年中無休、ただし12月29日から1月3日までを除く
-----	---------------------------

営業時間	受付時間 月～金 午前8時25分から午後5時10分まで サービス提供時間 月～日 (早朝)午前6時から8時まで (夜間)午後6時から10時まで
------	---

6. 事業所の職員体制

(令和6年6月現在)

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤 4人、 非常勤 5人
ホームヘルパー1級	常勤 0人、 非常勤 1人
ホームヘルパー2級(初任者研修)	常勤 0人、 非常勤 3人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	
--------------	--

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第一号訪問事業の利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助(介護職員処遇改善加算Ⅰ含む)

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービスⅠ	週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型サービスⅡ	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型サービスⅢ	週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額(1月につき)			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円	400円	600円
※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000加算				

(注)※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) 支払い方法

上記(1)の利用料(利用者負担金)は、1か月ごとにまとめて請求します。支払い方法は毎月27日口座自動引き落としとなります。利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、数日以内に差し上げます。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター等及び伊東市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11 虐待防止について

- 当事業所は利用者等の人権擁護・虐待防止の為等のために必要な措置を講じています。
- 成人後見制度の利用を支援します。
- 従業員に対して虐待防止を啓発・普及するため、マニュアルを遵守し、定期的に研修を実施しています。
- サービス提供中等に、当該事業所の職員等による虐待を受けたと思われる利用者又はその家族を発見した場合、又は利用者やその家族からの虐待を受けたと訴えがあった場合は、速やかに市町村に届け出ます。
- 虐待が発見された場合、内容を虐待防止委員会で再発防止に向けた対策を検討し実施し、職員に周知します。
- 虐待相談する責任者下記の通りで、伊東の丘事業部虐待防止委員会の委員を兼務しています。

虐待相談窓口 担 当 ① 稲村 啓子 (いなむら けいこ)
担 当 ② 和田 礼子 (わだ れいこ)
電話番号 0557-36-1546(8:25~17:10)

12. 非常災害時の対応

*ご利用者の居住地域および、当事業所の所在地域において訪問介護を提供できない何らかの大規模災害が発生した場合、連絡手段が確保されている場合を除いては、急遽訪問介護の提供をとりやめる場合や、営業を一時中止する場合がございます。その場合、連絡手段が確保され、周囲の安全が確保でき次第連絡いたしますので、ご了承下さい。

* 当事業所又は契約者様、ご家族様等の新型コロナウイルスやインフルエンザの感染症等によりサービスが一時提供できない場合や、訪問回数を制限させていただく場合がありますことをご了承ください。

13. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0557-36-1546 担当: ①和田 礼子 ②飯泉 有希
---------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	伊東市高齢者福祉課	電話番号 0557-32-1561
	静岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話番号 054-253-5590

(3) 本事業所では、第三者評価の取り組みはしていません。

14. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター等又は当事業所の担当者へご連絡ください。

15 身体拘束の禁止

* 当事業所は、指定訪問介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という。)を行いません。

* やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由その他必要な事項を記録します。

